

平成二十七年三月二十七日受領
答弁第一五九号

内閣衆質一八九第一五九号

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町 村 信 孝 殿

衆議院議員山井和則君提出労働者派遣法における労働契約申込みみなし制度の施行に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出労働者派遣法における労働契約申込みみなし制度の施行に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「ガイドライン」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、御指摘の「労働契約申込みみなし制度」の施行に必要な法解釈等について、労働政策審議会に対し、早期に報告することを考えている。